

「水戸市指定障害者支援施設等基準条例」一部改正の概要

1 改正理由

国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市指定障害者支援施設等基準条例について、関係規定の整備を行います。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定し、その他本市独自の内容を規定します。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 就労移行支援を行う指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数	就労移行支援を実施する指定障害者支援施設	就労支援員の常勤要件を廃止するものとする。
イ 業務継続計画の策定等	指定障害者支援施設全般	感染症や非常災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修・訓練を実施する等の措置を講ずるものとする。（3年の経過措置期間を設ける。）
ウ 衛生管理等	指定障害者支援施設全般	感染症の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求めるため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等の措置を講ずるものとする。（3年の経過措置期間を設ける。）
エ 身体拘束等の禁止	指定障害者支援施設全般	身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずるものとする。（1年の経過措置期間を設ける。）
オ 虐待の防	指定障害者支	虐待の発生又はその再発を防止するため、委員

止	援施設全般	会の開催, 研修の実施, 担当者の設置等の措置を講ずるものとする。(1年の経過措置期間を設ける。)
カ 情報通信機器を活用した委員会等の開催	指定障害者支援施設全般	委員会等の開催について, 情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 指定障害者支援施設の一般原則	指定障害者支援施設全般	利用者の人権の擁護, 虐待の防止等のため, 必要な体制の整備を行うとともに, その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。(1年の経過措置期間を設ける。)
イ 職場への定着のための支援等の実施	就労移行支援を実施する指定障害者支援施設	通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合, 指定就労定着支援事業者との連携調整を行うものとする。
	就労継続支援B型を実施する指定障害者支援施設	通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合, 指定就労定着支援事業者との連携調整に努めるものとする。
ウ 勤務体制の確保等	指定障害者支援施設全般	適切なサービスを確保する観点から, 性的な言動等により職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講ずるものとする。
エ 掲示	指定障害者支援施設全般	運営規程等を関係者に自由に閲覧させることにより, 掲示に代えることができるものとする。

(3) その他独自に改正するもの(「4 補足事項」に説明あり)

項目	対象サービス	改正の内容
ア 電磁的記録による作成等	指定障害者支援施設全般	(ア) 条例の規定により書面で行うこととされている作成等について, 書面に代えて, 電磁的記録により行うことができるものとする。 (イ) 条例の規定により相手方に対し書面で行うこととされている交付等について, 相手方の承諾を得て, 書面に代えて, 電磁的記録により行うことができるものとする。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 補足事項

「2(3)ア 電磁的記録による作成等」については、令和3年7月に施行予定の改正基準省令に定められるものですが、水戸市ではこれに先立ち、この度改正する条例に本市独自の基準として規定します。

これにより、書面で行うこととされている作成、取得、保存及び交付等の行為は、電磁的記録（パソコン、電子メール、インターネット、クラウドサービスなど）を用いて行うこともできるようになります。なお、電磁的記録を用いることなく、引き続き、書面を活用することも可能です。

また、**契約支給量など、受給者証に記載すべき事項**については、引き続き、**書面（受給者証）を用いる**必要がありますので、御承知おきください。